

外国人労働者の雇用管理の改善等 に関して 事業主が適切に対処するための指針

外国人雇用管理セミナー

2025年3月13日(木)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク福岡中央

福岡外国人雇用サービスセンター

目次

■外国人雇用管理指針について

- ①義務と努力義務について
- ②外国人労働者に対する特有の義務
- ③特定技能で特に留意して頂きたい事項

■特定技能:当センターで案内していること

- ①ハローワーク求人票について
- ②二国間覚書について

■その他

- ①好事例
- ②福岡外国人雇用サービスセンター案内

■外国人雇用管理指針について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び
職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）

（第7条）

・事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない。

（第8条）

・厚生労働大臣は、前条（第7条）に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする

①義務と努力義務について

義務とは

しなくてはならない、してはならない等、
法律上定められているもの

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
- ・職業安定法
- ・労働者派遣法
- ・雇用保険法
- ・労働基準法
- ・最低賃金法
- ・労働安全衛生法
- ・労働者災害補償保険法
- ・労働契約法
- ・労働組合法
- ・男女雇用機会均等法
- ・健康保険法
- ・厚生年金保険法

等。

①義務と努力義務について

努力義務とは

「～するよう努めなければならない」等と
法制上規定されたもの

努力義務に従わなくても刑事罰や過料等の法的制裁を受けるものではない

しかし

外国人労働者における健全な雇用や定着等において
非常に重要なポイントとなる内容

①義務と努力義務について


雇用時の一例

義務	努力義務
<p data-bbox="504 715 846 774">～ 明示 ～</p> <p data-bbox="369 874 1012 1189">賃金、労働時間等の労働条件について、内容を明らかにした書面等を交付しているか</p>	<p data-bbox="1205 715 1780 774">～ (労働者)理解 ～</p> <p data-bbox="1176 874 1870 1316">その際、モデル様式の活用及び母国語や平易な日本語等での説明により、外国人労働者が理解できるよう努めているか</p>

②外国人労働者に対する特有の義務

- 在留資格上、従事することが認められる者
であることの確認
- 国籍による労働条件の差別は禁止
- 外国人雇用状況の届出

②外国人労働者に対する特有の義務

 在留資格上、従事することが認められる者
であることの確認

例) 特定技能(宿泊業)の場合

国内外で実施される

- 宿泊分野特定技能評価試験
- 日本語試験(国際交流基金日本語基礎テスト
又は日本語能力試験N4以上)

に合格していること

※ ①技能実習2号を良好に修了した方は、必要な技能水準を満たしているものとし試験等は免除されます。

②外国人労働者に対する特有の義務

国籍による労働条件等の差別は禁止

事業主は労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない

(労働基準法第3条)

②外国人労働者に対する特有の義務

外国人雇用状況の届出

雇入れ時：様式第2号
離職時：様式第4号

◀「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）▶

◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄
すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は
在留資格変更申請中の場合に記入してください。
・電子届出によって届出済
・様式第3号によって届出済
・在留資格変更申請中

「23.在留資格」欄
在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の
上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入して
ください。
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、
以下のいずれかを記入してください。

<ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（農形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（食品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）
<ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラル牛肉生産） 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業生） ●特定活動（就労可） ●特定活動（その他）

雇用保険加入者

②外国人労働者に対する特有の義務

外国人雇用状況の届出 様式第3号

<「外国人雇用状況届出書」の様式（様式第3号）>

様式第3号（第10条関係）（表面） **届出事項を記入**

雇 入 れ 係 る 外 国 人 雇 用 状 況 届 出 書

フリガナ（五十音順）

①外国人の氏名（ローマ字）	姓	名	ミドルネーム
②①の者の在留資格	③①の者の在留期間（西暦）	④①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑤①の者の生年月日（西暦）	年 月 日	⑥①の者の国籍・地域	1 有 ・ 2 無
⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無	⑧①の者の在留カードの番号（在留カードがない場合は「なし」と記入してください）	

雇入れ年月日（西暦） 年 月 日 離職年月日（西暦） 年 月 日

労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業主の名称、所在地、電話番号、事業所の名称、所在地、〒

雇入れ又は離職に係る事業所 雇用保険適用事業所番号

社会保険労務士登録番号

派遣・請負労働者に係る届出の場合
派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。
請負業者に雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

雇用保険加入
対象外の方

③特定技能で特に留意していただきたい事項

 健全な職業紹介事業者等の利用

 再就職の支援

 帰国及び在留資格の変更等の援助

 公的年金の脱退一時金の説明

③特定技能で特に留意していただきたい事項

健全な職業紹介事業者等の利用

事業主は、外国人労働者のあっせんを受ける場合には、職業安定法等の定めるところにより、無料の職業紹介事業を行う地方公共団体又は職業紹介事業の許可を受けている者若しくは届出を行っているものから受け、

外国人労働者と違約金若しくは保証金の徴収等に係る契約を結ぶ等、同法に違反する者または労働者派遣法に違反する者からは受けないこと。

③特定技能で特に留意していただきたい事項

再就職の支援

事業主には、

外国人労働者が解雇等で離職する場合

再就職援助の努力義務があります

③特定技能で特に留意していただきたい事項

帰国及び在留資格の変更等の援助

事業主は

雇用する外国人労働者が帰国する際

病気等やむを得ない理由により

帰国に要する旅費を支弁できない場合には、

当該旅費を負担するよう努めること

③特定技能で特に留意していただきたい事項

公的年金の脱退一時金の説明

事業主は
公的年金の被保険者期間が一定期間以上の
外国人労働者が帰国する場合
脱退一時金の支給を請求し得る旨説明するとともに
年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること

脱退一時金を請求する方の手続き

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/sonota-kyufu/20140710.html>



■ 特定技能：
当センターで案内していること

①ハローワーク求人票について

裏面

求人票 (フルタイム)

4 労働時間 交番制(シフト制) (1) 07時 00分 ~ 16時 00分 (2) 10時 00分 ~ 19時 00分 (3) 15時 00分 ~ 07時 00分 又は 〃の間の 時間 就業時間に関する特記事項		6 会社の情報 従業員数 人 設立年 就業場所 29人 開業年 (うち女性 19人) 労働組合 あり (うちパート 5人) 事業内容 介護施設(グループホーム等)の運営 会社の特色 様々な取り組みを行っております。		7 選考等 応募人数 2人 募集 項目 選考方法 書類選考 面接(予定:2回) 筆記試験 卒の志 採用通知 郵送(郵送物申請書) 面接後 電話通知 卒の志 郵送(郵送物申請書) 面接後 7日以内 卒の志 通知方法 求職者マイページに連絡 郵送 電話 郵送物申請書	
時間外労働あり 日平均 16時間 35協定における特別協項 あり 特別な事情・補償等		役員/代表者名 人事担当 職名 法人番号 就業規則 フルタイム あり パートタイム あり 就業時間 なし 就業時間 なし 育児休業 取得実績 あり 介護休業 取得実績 あり 看護休業 取得実績 あり 外国人雇用実績		応募 項目 〒103-1000 東京都千代田区〇〇〇1-x-x 〇〇〇から 〇〇〇時 FE-ワーク紹介状 履歴書(写真貼付) 職務経歴書 〇〇〇〇〇〇〇〇 応募方法 Eメール 郵送 求職者マイページ 郵送の送付番号 〒103-1000 東京都千代田区〇〇〇1-x-x 応募書類の 送付後は返却 選考に関する特記事項 言語 人事係 人事部 電話番号 0123-456-789 内線() FAX Eメール	
5 その他の労働条件等 加入 労災 健康 厚生 退職金共済 退職金制度 保険 健康保険 未加入 なし 企業年金 厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金 定年制 あり 再雇用制度 なし 勤続延長 なし (一律 60歳) 入居可能住宅 利用可能施設施設 なし 応募理由に関する特記事項		求人に関する特記事項			

「求人に関する特記事項」欄に
外国人の方へ向けた文言を記載すると効果的です。

例)

- ・外国籍の方については、日本語能力試験N3レベル以上の方
- ・特定技能(宿泊業)受入れ可能

②二国間覚書について

二国間覚書を作成している国籍の方の場合

雇用契約を予定している外国人ご本人から
「日本にある出身国大使館に
出身国で必要な手続きを確認」
していただくようお願いいたします。

(2025年2月末現在:二国間覚書を作成している国:17か国)

フィリピン/カンボジア/ネパール/ミャンマー/モンゴル/スリランカ/
インドネシア/ベトナム/バングラデシュ/ウズベキスタン/パキスタ
ン/タイ/インド/マレーシア/ラオス/キルギス/タジキスタン

■その他

①好事例

■ アルバイト留学生からの登用

(メリット)
自社に合った人材育成

■ サポート体制の構築

- ・宗教上の配慮
- ・日本人と同様に子育てしやすい環境の提供
- ・日本語学習のサポート



②福岡外国人雇用サービスセンター案内

福岡外国人雇用サービスセンター
ホームページ



LINEによる求職者・事業所向けの
情報発信をしています。

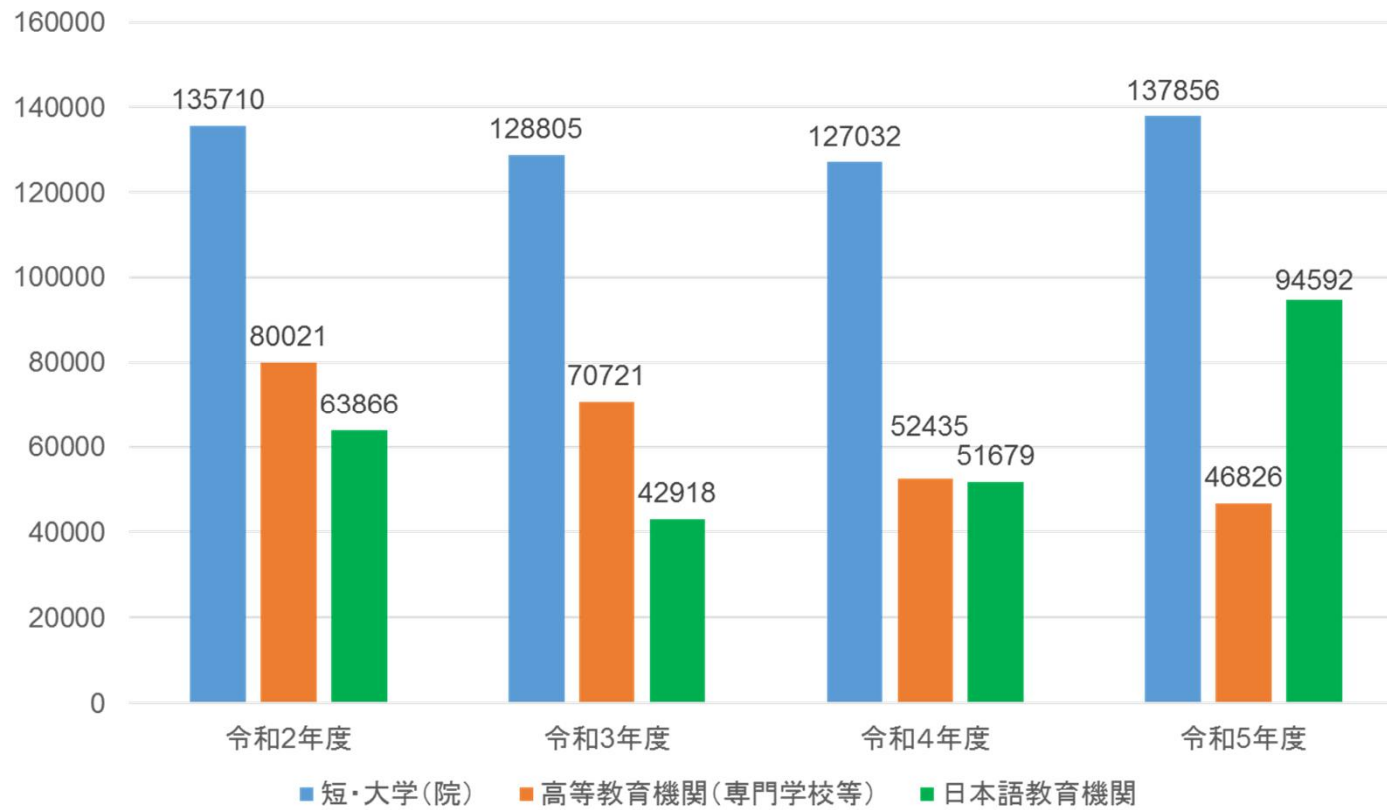


- ・外国人雇用管理アドバイザーによる在留資格に関する相談(予約制)
- ・外国人雇用管理セミナーの開催(四半期に1回、オンライン開催)
- ・ミニ面接会
- ・外国人雇用に関する指導・援助・求人開拓
- ・定着支援

【参考】統計データなど



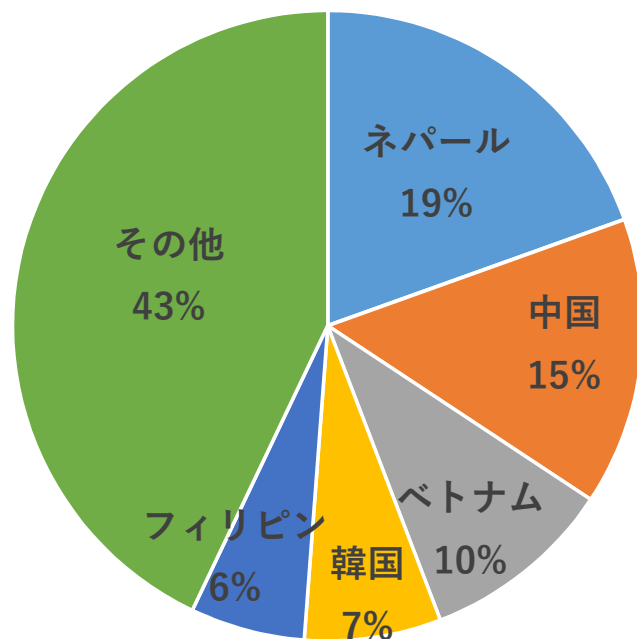
在学段階別：留学生数



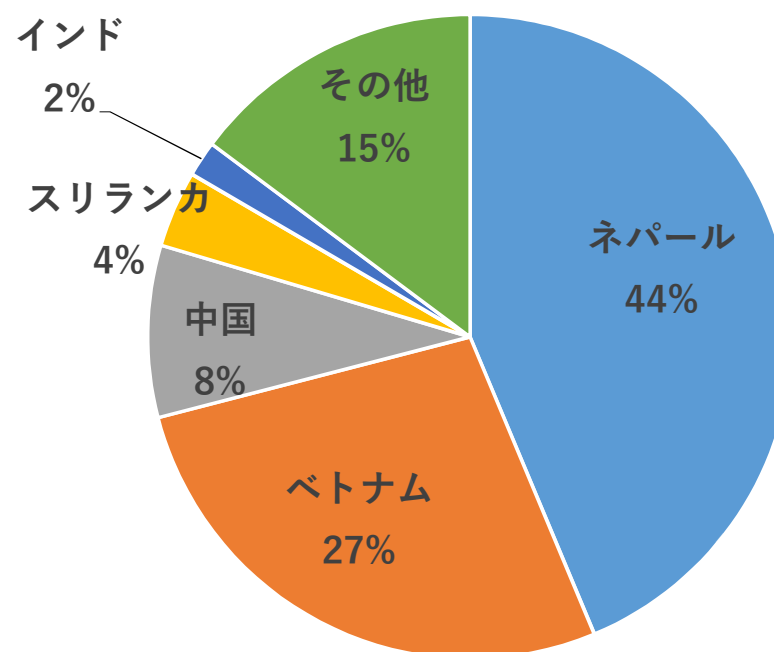
資料出所：(独)日本学生支援機構(JASSO)外国人留学生在籍状況調査結果に基づくもの

福岡外国人雇用サービスセンター R5年度 国籍別 新規求職者数

一般外国人: 795人

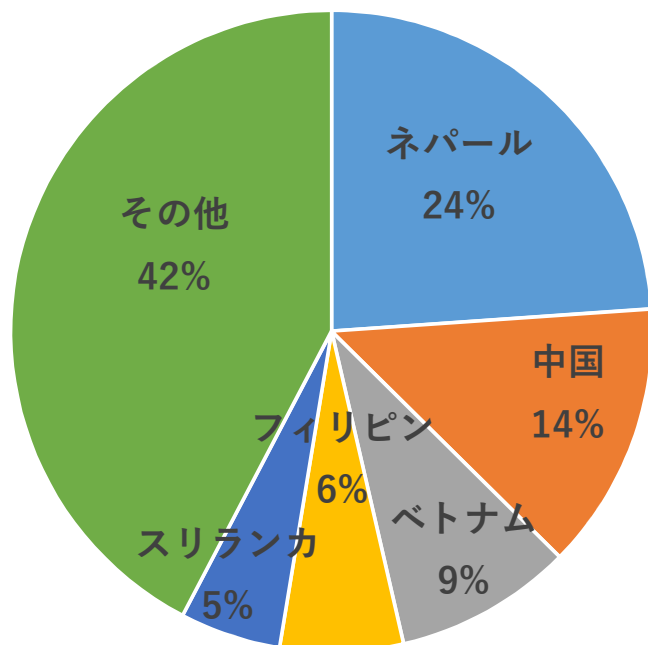


留学生: 746人

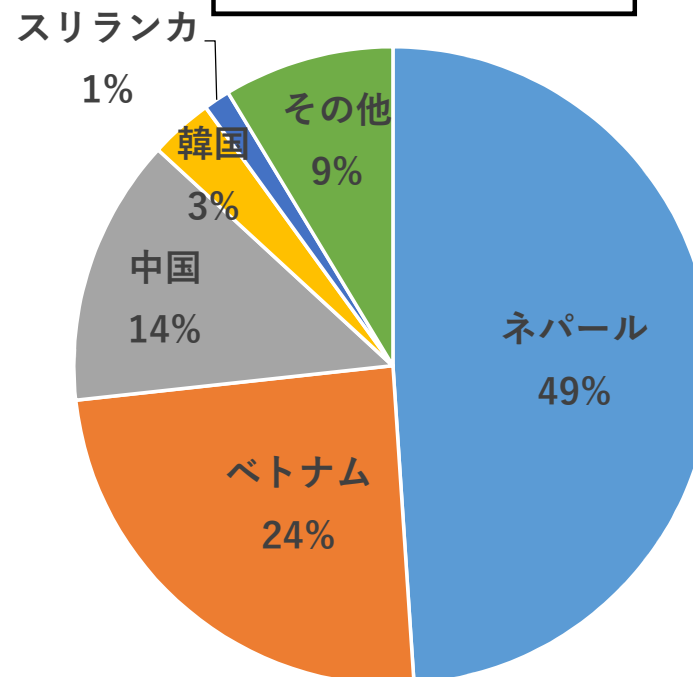


福岡外国人雇用サービスセンター R6年度(～2月) 国籍別 新規求職者数

一般外国人: 1,080人



留学生: 752人

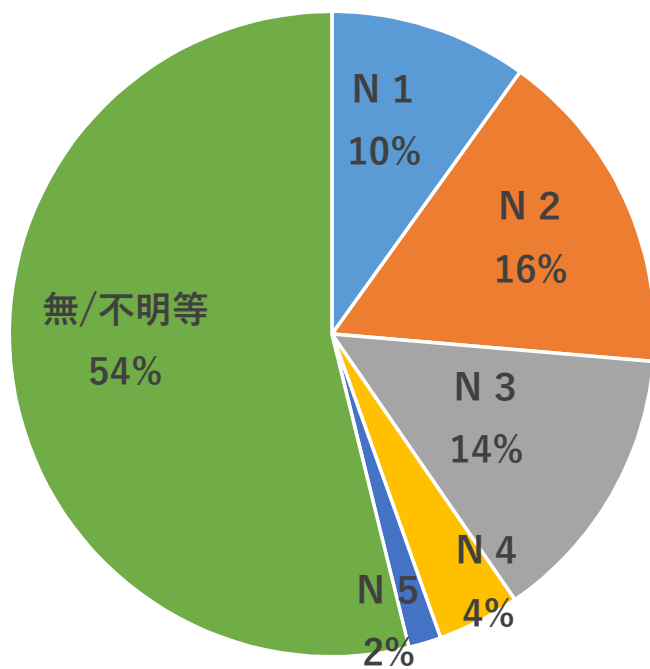


資料出所: 福岡外国人雇用サービスセンター調べ

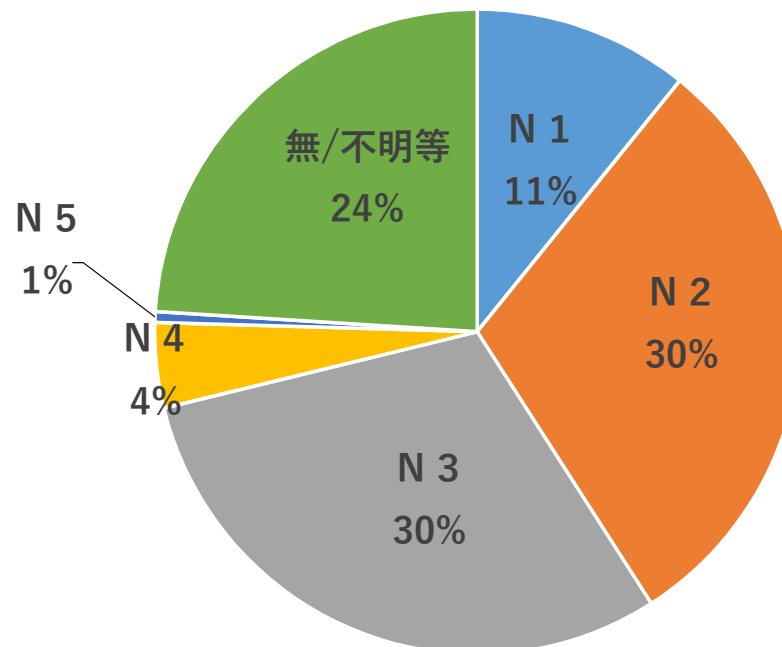
Copyright © 2022 Fukuoka Employment Service Center for Foreigners All Rights Reserved.

福岡外国人雇用サービスセンター R5年度 日本語能力レベル

一般外国人:795人

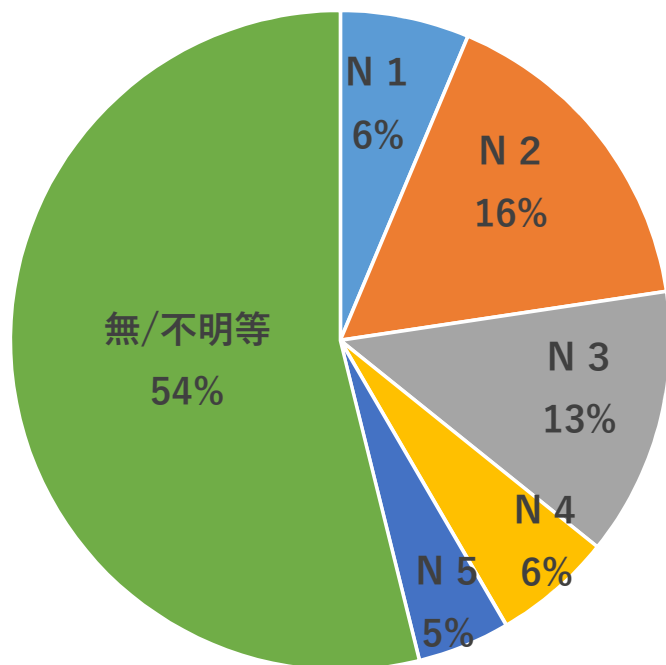


留学生:746人

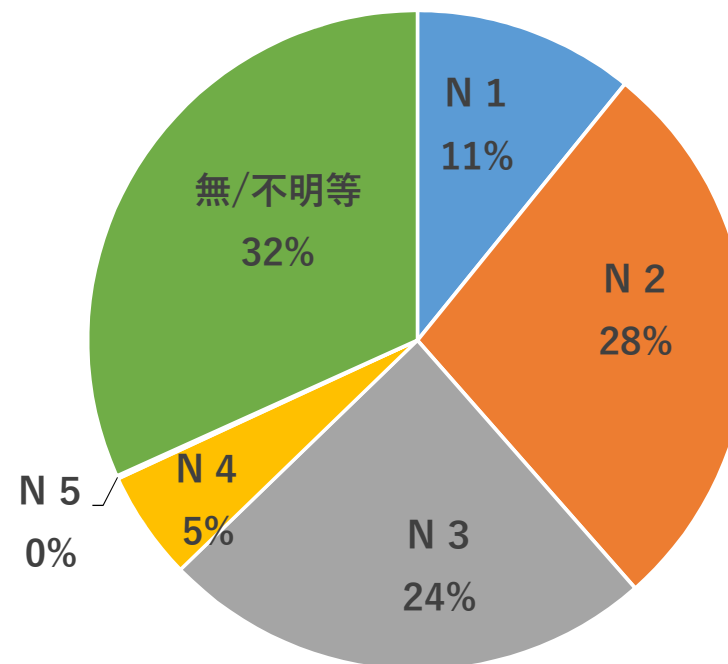


福岡外国人雇用サービスセンター R6年度(～2月) 日本語能力レベル

一般外国人: 1,080人



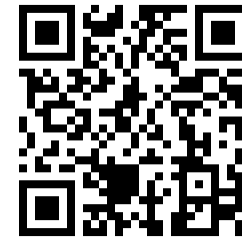
留学生: 752人



セミナー参考資料①

外国人雇用管理指針 全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>




外国人雇用はルールを守って適正に

※外国人雇用状況の届出についての詳細が記載されています

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf>



セミナー参考資料②

 人材サービス総合サイト



<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

 特定技能に関する各国別状況(二国間覚書)



https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00073.html

セミナー参考資料③

就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール

※こちらのページからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18220.html



外国人就労・定着支援研修できることリスト (コミュニケーションレベルのイメージ)

※こちらのページからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23344.html

